A M A

□○相続税等の料金○□

2023. 1. 1

消費税込み

業務区分 業務内容 料金 備考 税 ・税務相談 (書面化する場合には別料金) 所得税・消費税のご相談 相続、不動産売買関係のご相談 日11,000円/1 H 相続、所動産売買関係のご相談 日11,000円/1 H 日275,000円~/1社 ・税務調査立会 ・税務調査立会 ・租続税申告書 10時から16時(調査が続く限り)立ち会います ・租続税申告書 275,000円~/1 社 66,000円/1 日 料金	
務 (書面化する場合には別料金) 相続、不動産売買関係のご相談 11,000円 / 1 H 相 ・自社株評価 相続、贈与、売買 (M&A)等の場合の評価 275,000円 ~ / 1 社 砂 ・税務調査立会 10時から16時(調査が続く限り)立ち会います 66,000円 / 1 日	
務 (書面化する場合には別料金) 相続、不動産売買関係のご相談 11,000円/1 H 相 ・自社株評価 相続、贈与、売買 (M&A)等の場合の評価 275,000円~/1 社 砂 ・税務調査立会 10時から16時(調査が続く限り)立ち会います 66,000円/1 日	
相 ・自社株評価 相続、贈与、売買 (M&A) 等の場合の評価 275,000円~/1社 ・税務調査立会 10時から16時(調査が続く限り)立ち会います 66,000円/1日	
談 ・税務調査立会 10時から16時 (調査が続く限り) 立ち会います 66,000円/1日	
・相続税申告書 ①取得財産の価額(小規模字地の特例適用前) *LA	
1月//2月/21 日日	
5,000万円以下 220,000円	
5,000万円超 8,000万円以下 (①×0.7%-15万円)×1.1 カッコ内千円未満ち	刃捨て
8,000万円超 (①×0.8%-23万円)×1.1 カッコ内千円未満ち	刃捨て
上記は財産を取得した方が3名までの料金です。4名以上の場合には、1名につき、上記料金の5%を	
加算致します。	
遺産分割協議書の作成費用に関して、別途ご請求する場合があります。	
上記には、登記簿謄本、固定資産税評価証明書などの費用や登記にかかる費用および	
続 交通費は含まれておりませんので、実費がかかった場合には、別途ご請求致します。	
機務調査により修正申告となった場合には、当初申告報酬の50%の申告料金が発生します。	
係 また、税務調査の立会報酬が1日66,000円(消費税別)かかります。	
なお、当事務所以外で申告した場合の修正申告は、上記の料金となります。	
上記報酬は、2画地までの小規模な土地を基準としていますので、土地の筆数が多い場合には、	
別途報酬がかかります。 (路線価方式:1画地2.2万円 倍率方式:1画地1.1万円)	
非上場会社の株式を評価する場合には、1社につき別途27.5万円以上の報酬がかかります。	
・相続シミュレーション ・預金は百万円単位で、土地は公簿面積により概算計算をした場合 上記報酬の30%	
・預金は百万円単位で、概算計算し土地に関しては現地調査を行った場合 上記報酬の50%	
・相続税の申告書としてすべてを評価した金額で計算した場合 上記報酬の80%	
・贈与税申告書 贈与財産の内容など 料金 備考	
現金のみの場合 33,000円	
不動産や株など現金以外の場合 110,000円 下記の報酬が加算され	ます。
相続時精算課税制度を利用する場合別途お見積	
上記には、登記簿謄本、固定資産税評価証明書などの費用や登記にかかる費用および	
5 交通費は含まれておりませんので、実費がかかった場合には、別途ご請求致します。	
関関 税務調査により修正申告となった場合には、当初申告報酬の50%の申告料金が発生します。	
係 また、税務調査の立会報酬が1日66,000円(消費税別)かかります。	
なお、当事務所以外で申告した場合の修正申告は、上記の料金となります。	
上記報酬は、土地の評価は含まれておりませんので、路線価方式は1画地2.2万円、	
倍率方式は1画地1.1万円の報酬が上記贈与税申告料金に加算されます。	
非上場会社の株式を評価する場合には、1社につき別途22万円以上の報酬がかかります。	
特定路線価申請 1件の申請につき33,000円~ (添付資料の総量によります。)	

[※]お見積書を作成しますので、お気軽にお問合せください。